

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成28年 8月24日に不適合管理会議で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 5 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	常用照明用分電盤(NLP-2TB11)回路No. 14(タービン建屋地下1階北側エリアコンセント)の配線用しゃ断器において、動作不良(しゃ断器が「自動停止」位置から「切」位置にできない)が認められたため、当該しゃ断器を交換。	GⅢ	
2	4号機	復水貯蔵タンク遮へい壁内入口扉において、ドアノブの爪(ラッチボルト)及び鍵の爪が錆による固着で外側に出ず、閉鎖・施錠ができないことが認められたため、当該部を交換。	GⅢ	
3	4号機	非常用ディーゼル発電設備(A)現場操作盤にある発電機電圧指示計において、指示不良(中央制御室の電圧指示計が6.9kVに対し、7.2kVと差異がある)が認められたため、当該電圧指示計を交換。	GⅢ	
4	4号機	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備現場操作盤にある発電機電圧指示計において、指示不良(中央制御室の電圧指示計が6.9kVに対し、7.1kVと差異がある)が認められたため、当該電圧指示計を交換。	GⅢ	
5	4号機	残留熱除去機器冷却海水系ポンプ(A)潤滑水電磁弁において、動作不良(電磁弁の「閉」動作が緩慢)が認められたため、当該電磁弁を点検・修理。	GⅢ	